

公益財団法人宇治市公園公社の理事・監事及び評議員の報酬
及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）〈及び第196条〉並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第13条及び第29条の規定に基づき、公益財団法人宇治市公園公社の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(理事長の報酬)

第2条 理事長の報酬は、年額120万円を上限として、第4条第1項の規定に基づき日額11,600円を支給する。

(常務理事の報酬)

第3条 常務理事の報酬は、無報酬とする。

(役員等の報酬)

第4条 常務理事を除く役員等が次の用務に従事したときは、その従事した日数について報酬を支給するものとする。

この場合において2以上の用務に従事した日があるときは、これを1日として計算する。

- (1) 理事会に出席したとき
- (2) 評議員会に出席したとき
- (3) 監事が監査の業務を行うとき
- (4) 理事長がとくに必要と認めたとき

2 前項の規定により支給する理事長及び常務理事を除く役員等の報酬の額は、日額9,900円とする。

3 宇治市の常勤特別職及び一般職には前項に定める報酬は支給しない。

(報酬の支払方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その

方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第6条 理事等が公社の用務のため旅行をしたときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、宇治市職員旅費条例（昭和26年宇治市条例第55号）別表に掲げる特級に相当する額とする。

(委任)

第7条 この規程の実施について必要な事項は理事長が定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号 以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年10月1日に遡り施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。